

出勤者 7 割削減を実現するための要請について（周知）

令和 2 年 4 月 7 日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき緊急事態宣言が発出され、同日、当庁からも「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」（大臣談話）を公表・送付させていただいたところです。

こうした中、4 月 1 1 日の新型コロナウイルス感染症対策本部における総理の発言を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、出勤者 7 割削減を実現するための要請がなされました。

金融機関等におかれましては、4 月 7 日の大臣談話（別紙の基本的考え方含む）に基づき、緊急事態宣言時における感染拡大防止及び必要業務の継続に努めていただいているところと承知していますが、引き続き、要請事項であります下記も踏まえた対応に努めていただきますよう、貴協会会員等に対して周知方よろしくお願いしたい。

記

【要請事項】

基本的対処方針の別添に挙げている、指定公共機関や指定地方公共機関等の、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者 7 割削減に取り組むこと。